

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特定非営利活動促進法（以下「法」という。）43条1項の規定に基づく特定非営利活動法人設立認証取消処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年1月18日付けの通知書（通知の内容は、別紙1処分目録記載のとおり。以下「本件処分通知書」という。）で行った特定非営利活動法人設立認証取消処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張している。

請求人の勉強不足、体調不良などを原因として、本件処分に関係がある法律を知らなかった。事前に教えてくれる人は誰もいなかった。令和3年11月に予告の手紙が来たことも覚えがない。医師による〇〇及び〇〇の診断証明がある。

年度事業報告書は何回も書いた。難しくても何回も途中で辞めて未提出であった。専門家に任せるつもりだったが、お金がないため任せることができなかった。いつも使っているパソコンが壊れて、修理するお金もなかった。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年 8月 1日	諮問
令和5年11月13日	審議（第83回第3部会）
令和5年12月11日	審議（第84回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 設立の認証

法10条1項は、NPO法人を設立しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、同項各号に掲げる定款等の書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならないとしている。

また、法12条1項は、所轄庁は、法10条1項の認証の申請が設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していることなどの要件に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならないとしている。

#### (2) 事業報告書等の提出

法29条は、NPO法人は、都道府県の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならないとしている。これを受けて特定非営利活動促進法施行条例（平成10年東京都条例第99号。以下「法施行条例」という。）4条は、NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、法29条に掲げる書類を添付した提出書を処分庁に提出するものとしている。また、特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成10年東京都規則第243号）10条は、法施行条例4条の提出書は、事業報告書等提出書によるものとし、同規則別記第6号様式によれば、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿及び前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿を提出書類としている。

#### (3) 設立の認証の取消し

法43条1項は、所轄庁は、NPO法人が3年以上にわたって法29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該NPO法人の設立の認証を取り消すことができるとしている。

#### (4) 不利益処分をしようとする場合の手續について

行政手続法（以下「行手法」という。）13条1項は、行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、同項各号の区分に従い、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならないとし、1号に「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき」は「聴聞」と規定している。

行手法21条1項は、当事者は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができるとしている。また、行手法23条1項は、主宰者は、当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、行手法21条1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができるとしている。そして、行手法23条1項にいう「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由（天災、交通機関の途絶等）又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由（交通事故等により入院している場合など）を指すと解されている（一般財団法人行政管理研究センター編『逐条解説行政手続法〔改正行審法対応版〕』222頁及び223頁参照。）。

行手法24条1項は、主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないとしている。また、同条3項は、主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、同条1項の調書とともに行政庁に提出しなければならないとしている。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人については、平成28年度から平成30年度までの事業報告書等がいずれも未提出であることが認められる。また、請求人に対して聴聞通知を送付したこと及び聴聞期日に請求人は出頭せず、陳述書も提出されなかったことから、聴聞の主宰者である〇〇課長は聴聞を終結したことが認められる。さらに、〇〇課長は、処分庁に対して聴聞報告書及び聴聞調書を提出し、設立の認証の取消しは妥当な措置と考える旨の意見を報告したことが認められる。

そうすると、請求人については、法43条1項により処分庁がNPO法人の設立の認証を取り消すことができる場合に該当してお

り、また、本件処分に至るまでに処分庁が行った手続についても上記1・(4)の法令等の定めに従ってなされたものであると認められるから、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、勉強不足などを原因として本件処分に関係する法令を知らず、教えてくれる人もおらず、聴聞通知についても覚えがない旨を主張し、事業報告書等を提出することができなかつたのはやむを得ない事情があったからであるとして、本件処分の取消しを求めている。

しかし、処分庁は、請求人に対し、本件各督促書及び聴聞通知を送付していることが認められる。そして、督促書3には、提出期限内に事業報告書等の提出がない場合には法43条1項後段に基づき設立認証の取消しの対象となることが記載され（別紙2）、聴聞通知には、根拠法令が法43条1項であること、「設立の認証の取消しの原因となる事実」として、3年以上にわたって事業報告書等を提出していないことが記載されている（別紙3）。

これらのことからすれば、請求人は、事業報告書等を提出しなければ法43条1項に基づき本件処分がされることについて十分知り得たのであるから、上記のような請求人の主張は、本件処分の取消事由になるものということとはできない。

なお、請求人は、同代表者が体調不良であることを述べるとともに、審査請求書の添付書類として、同代表者の退院証明書を添付しているが、これを行手法23条1項にいう「正当な理由」に関する主張であると解したとしても、同退院証明書に記載された入院期間は令和3年7月20日から8月7日までであって、同期間経過後の同年11月22日には聴聞通知が送付され、同年12月21日には聴聞が実施されていることからすれば、入院中であつたことが聴聞に出頭することができなかつた「正当な理由」に当たるということはできない。また、これ以外に、聴聞の不出頭について「正当な理由」があつたと認めるに足りる証拠は提出されていないから、請求人のかかる主張は、本件処分の取消事由になるものということとはできない。

### 4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1ないし別紙3(略)